

2 就学相談から就学判断へ

(1) 就学判断の実際

① 教育的ニーズと必要な支援についての合意形成のために整理すること

【段階1】 障がいの状態（障がいの区分・種類と障がいの程度）

これまでの就学相談の中で、子どもの育ちを確かめ合い、就学後の子どもの可能性と必要な教育対応について整理していくことが大切です。また、同時に苦手な部分にかかわる変容の姿についても共通理解することが大切です。

このときに大切にしたいのは、観察や検査等から得られる情報を基に、その子にとっての「必要な教育対応」を考えていくことです。観察や検査等から得られる情報は、子どもの実態のすべてを表しているのではなく、いくつかの視点からとらえた実態の一部であり、さらに、それらは、ある時点のある条件下の姿であることに留意する必要があります。

その子の障がいの状態を本人に起因すると考えられる部分と周りの環境に影響を受けていると考えられる部分を、可能な限り整理し、その子の可能性をとらえることが重要となります。

障がいの状態にかかわるとらえは、その時点での判断であり、固定的なものではないことにも、留意しておく必要があります。

【段階2】 教育目標

これまでの就学相談の中で整理した「本人・保護者の願い」や「その子の可能性」、「その子の実態」等を踏まえ、その子の将来を思い浮かべながら「将来の自立と社会参加（長期的な目標）」を立てます。その次に、その姿に向けた今の生活をできるだけ具体的にイメージして「今の生活の充実に向けて（短期的な目標）」を立てます。

それらの目標を踏まえ、さらに【段階1】の障がいの状態についても考慮に入れながら、学校生活を想定した目標（「教育目標」）を設定します。

【段階3】 総合的な判断

【段階2】の「教育目標」を達成するためには、どのような支援が必要で、環境面ではどのような点に配慮する必要があるのかということ、まず初めに明確にします。どこでどのように学んでいくことが本人の自立と社会参加につながるのかという視点をもって、支援内容を絞り込んでいきます。

次に、それらの支援を提供できる場所について考えていきます。いく

つか絞り込んだ支援について、それぞれの場所でどの支援がどの程度提供できるのかを比較しながら考えていきます。

また、「学びの場」については、本人の状態や地域の体制整備の状況の変化によって、就学後、変更する場合もあることを踏まえ、今必要だと思われることを最優先に考えて「学びの場」を選ぶようにすることを保護者と再度確認しておきます。

そのためには、障がいの種類や程度に応じて、学校生活の場や提供できる支援の内容・方法が異なることに留意することが必要です。

そして、市町村教育支援（就学相談）委員会において、本人・保護者の願いに基づいた「教育目標」を達成するために必要な支援はどのようなもので、その支援を最も理想に近い形で提供できる場所はどこかという視点で、就学先（学びの場）について総合的に判断します。

② 教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るために

合意形成にあたっては、インクルーシブ教育の理念の下、「障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点である」（『教育支援資料』平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）ことを踏まえる必要があります。そして、その子どもらしさ、教育目標とそれに対応できる就学先、そこで必要となる合理的配慮を丁寧な決め出していくことが大切です。

このようなことから、一時点で判断を行う市町村教育支援（就学相談）委員会の運用のみでは、総合的な判断は困難であり、できる限り早期からの相談・支援を積み重ねていくことが重要であると言えます。

【就学先（学びの場）の決定】

- ・最終決定は、市町村教育委員会が行います。
- ・決定にあたっては、教育的ニーズと必要な支援について、保護者と合意形成を行います。

※ 就学先（学びの場）：就学先とは、特別支援学校、または、小中学校のことを指します。「学びの場」とは、小中学校内の通常の学級、通級による指導、または、特別支援学級のことを指します。これらをまとめて、この表記にしました。

③ 総合的な判断のための7手順

合意形成を図りながら、丁寧に総合的な判断を行うにあたっては、以下の手順が考えられます。

- 【前提】これまでの情報の整理
- 【手順①】障がいの区分・種類の判断
- 【手順②】障がいの程度の判断
- 【手順③】教育目標の設定
- 【手順④】必要な支援・環境整備の整理
- 【手順⑤】就学先（学びの場）候補の選定
- 【手順⑥】支援提供可能性（合理的配慮）の検討
- 【手順⑦】就学先（学びの場）の判断

これらの手順を一覧表としてまとめたものが、下の図です。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断				
本人が困っていること	諸検査の結果・考察 <small>添付資料</small>	① 障がいの区分・種類の判断		② 障がいの程度の判断		
		22条の3該当	756号該当 特別支援 学級	通級に よる指導	通常の 学級	
		視覚障害者				
		聴覚障害者				
		知的障害者				
		肢体不自由者				
		病弱者				
		言語障害者				
		自閉症者				
		情緒障害者				
		学習障害者				
		注意欠陥多動性障害者				
願い 本人 保護者	その子らしさ 長所 行動面・コミュニケーション等	目 標 将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標) 今の生活の充実に向けて(短期的な目標)	③ 教育目標の設定			
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな () 生年月日(学年) 年 月 日生()	④ 必要な支援・環境面の配慮			⑤ 就学先(学びの場)候補の選定		⑦ 就学先 (学びの場) の判断
				⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討		

就学相談（判断）の手順について、もう少し詳しく見ていきます。

(2) 【前 提】これまでの情報の整理

- ① 「エントリーシート」やこれまでの就学相談で得られている情報や、新たに行った発達検査等の結果を整理し、まとめます。
- ② 保護者と相談員等が、これまでの情報をまとめ直し、本人・保護者の願いや就学相談で話し合われた内容を基に「その子らしさ」を整理し、それを基に目標を確認しておきます。それが、総合的な判断のための土台となります。

就学判断 検討シート		諸検査の結果・考察		障がいの状態の判断								
				① 障がいの区分・種類の判断		② 障がいの程度の判断						
本人が困っていること	本人	22条の3 該当	756号該当 特別支援 学級	756号該当 通級に 上る指導	通常の 学級	③ 教育目標の設定						
								視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
本人が困っていること		添付資料										
願	本人	長所		将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標)				③ 教育目標の設定	⑤ 就学先(学びの場)候補の選定	⑦ 就学先(学びの場)の判断		
	保護者	その子らしさ 行動面・コミュニケーション等		今の生活の充実に向けて(短期的な目標)								
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな		④ 必要な支援・環境面の配慮		⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討								
()												
生年月日(学年)												
年 月 日生 ()												

(3) 【手順①】障がいの区分・種類の判断

① 文部科学省が示している基準（別表1 P68）と、諸検査の結果、就学相談の中で得られた情報を基に、丁寧に判断します。

※ 以下の例では、「知的障害者」と判断しています。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断	
		② 障がいの程度の判断	
		22条の3該当	756号該当
		特別支援学級	通級による指導
		通常	通常
本人が困っていること			
本人	長所		
保護者	その子らしさ 行動面・コミュニケーション等		
	将来の自立と社会参加に向けて(長期的目標)		
	今の生活の充実に向けて(短期的目標)		

別表1

区分・種類	22条の3該当		756号該当	
			特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 弱視者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの		拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 難聴者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの		補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	① 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの ② 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの		知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの		補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者 身体虚弱者	① 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの		① 慢性的呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害者			口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者			① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者				主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者				全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者				年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

(4) 【手順②】障がいの程度の判断

① 文部科学省が示している基準（別表1 P68）と、諸検査の結果、就学相談の中で得られた情報を基に、該当となる子どもの幼稚園や保育所、小学校での姿や家庭での姿を踏まえて、丁寧に判断します。

※ この際、実際に活動している様子を撮影した映像等を活用することも有効です。ただ、あくまで、映像はその子の一部分をとらえたものに過ぎず、全体像をとらえたものではないということに留意する必要があります。

※ 以下の例では、「22条の3に該当する」と判断しています。

検討シート	諸検査の結果・考察 添付資料	長所 その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標) 目 標 今の生活の充実に向けて(短期的な目標)	障がいの状態の判断					
				① 障がいの区分・種類	判断	22条の3 該当	756号該当 特別支援 学級	通級に よる指導	通常の 学級
				視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由者 病弱者 言語障害者 自閉症者 情緒障害者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者		○ ○			

別表 1

区分・種類	22条の3該当	756号該当	
		特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 弱視者	両眼の視力がおおむね〇・三未満の又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも 通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 難聴者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者 身体虚弱者	① 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	① 慢性的呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者 話す 聞く等言語機能の基礎	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者 話す 聞く等言語機能の基礎的事

(5) 【手順③】教育目標の設定

- ① 「本人・保護者の願い」やこれまでの就学相談で得られた情報を基に、その子の将来を思い浮かべながら「将来の自立と社会参加（長期的な目標）」を立てます。その次に、その姿に向けた今の生活をできるだけ具体的にイメージして「今の生活の充実に向けて（短期的な目標）」を立てます。
- ② 上記の目標を踏まえ、さらに【手順①②】の障がいの状態についても考慮に入れながら、学校生活を想定した目標（「教育目標」）を設定します。

就学判断 検討シート		諸検査の結果・考察		障がいの状態の判断																																																												
本人が困っていること		添付資料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 障がいの区分・種類の判断</th> <th colspan="3">② 障がいの程度の判断</th> </tr> <tr> <th>22条の3 該当</th> <th>756号 該当 特別支援 学級</th> <th>通級に よる指導</th> <th>通常の 学級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病弱者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自閉症者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情緒障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学習障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>注意欠陥多動性障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				① 障がいの区分・種類の判断	② 障がいの程度の判断			22条の3 該当	756号 該当 特別支援 学級	通級に よる指導	通常の 学級	視覚障害者					聴覚障害者					知的障害者					肢体不自由者					病弱者					言語障害者					自閉症者					情緒障害者					学習障害者					注意欠陥多動性障害者				
			① 障がいの区分・種類の判断	② 障がいの程度の判断																																																												
22条の3 該当	756号 該当 特別支援 学級	通級に よる指導		通常の 学級																																																												
視覚障害者																																																																
聴覚障害者																																																																
知的障害者																																																																
肢体不自由者																																																																
病弱者																																																																
言語障害者																																																																
自閉症者																																																																
情緒障害者																																																																
学習障害者																																																																
注意欠陥多動性障害者																																																																
本人	長所	将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">③ 教育目標の設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				③ 教育目標の設定																																																									
③ 教育目標の設定																																																																
保護者	その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	今の生活の充実に向けて(短期的な目標)																																																														
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな	④ 必要な支援・環境面の配慮		⑤ 就学先(学びの場)候補の選定		⑦ 就学先(学びの場)の判断																																																											
()			⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討																																																													
生年月日(学年)																																																																
年 月 日生()																																																																

(6) 【手順④】 必要な支援・環境面の配慮

- ① 文部科学省が示している参考例（別表2 P69～78 以下の例では、知的障害）と、収集した情報を照らし合わせて、その子にとって必要な支援、環境面の配慮を整理します。
- ② 教育相談や就学相談で話し合われた内容を基に、教育目標を達成するために、どのような場面で、誰が、どのように支援するかを整理します。
- ③ ここでは、就学先を具体的には想定せず、子どもにとって必要な支援の内容・方法を整理します。

願 い	保護者	その子 らし き	目 標	教育 目 標 の 設 定	
		行動面・コミュニケーション等	今の生活の充実に向けて(短期的な目標)		
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな		④ 必要な支援・環境面の配慮			⑤ 就学先(学びの場)候補の選定
()					⑦ 就学先(学びの場)の判断
()					⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討
生年月日(学年)					
年 月 日生()					

別表2

1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにする。 社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行う。
	学習内容の変更・調整	知的発達の違いにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 ・焦点化を図ること ・基礎的・基本的な学習内容を重視すること ・生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等
	情報・コミュニケーション及び教材の配慮	知的発達の違いに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。 ・文字の拡大や読み仮名の付加 ・話し方の工夫 ・文の長さの調整 ・具体的な用語の使用 ・動作化や視覚化の活用 ・数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等
	学習機会や体験の確保	知的発達の違いにより、実際の生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した目録表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
	心理面・健康面の配慮	知的障害の違い等によって、友人関係を十分に形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。
2	専門性のある指導体制の整備	知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。 てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
	子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子ども等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
	災害時等の支援体制の整備	適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
3	校内環境のバリアフリー化	自主的な移動ができるよう、専ら線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。
	発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。 必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。
	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

(7) 【手順⑤】 就学先（学びの場）候補の選定

- ① 障がいの状態に応じて、考えられる具体的な就学先を挙げます。
 - ② 障がいの区分・種類が異なる就学先(学びの場)は候補となりません。
 - ③ 特別支援学校を候補にできるのは、学校教育法施行令第22条の3の該当者のみです。例えば、障がいの程度が、特別支援学級相当と判断された場合、保護者等の希望のみで特別支援学校への就学を総合的に判断するということはありません。学校教育法施行令第22条の3に該当するということは、特別支援学校への就学のためのパスポートを得ているということです。
 - ④ 事前に、本人・保護者、関係者による学校見学を必要な回数行っておくことがとても重要です。学校見学を行った際は、その学校の教育課程や提供可能な支援、環境面の配慮等を可能な範囲でつかんでおきます。
- ※ 以下の例では、「A養護学校」「B小学校特別支援学級」を就学先の候補として挙げています。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断			
本人が困っていること	諸検査の結果・考察 <small>添付資料</small>	① 障がいの区分・種類の判断	② 障がいの程度の判断		
			22条の3 該当	756号該当 特別支援学級	756号該当 通級による指導
		視覚障害者			
		聴覚障害者	○	○	
		知的障害者			
		肢体障害者			
		精神障害者			
		言語障害者			
		自閉症者			
		情緒障害者			
		学習障害者			
		注意欠陥多動性障害者			
本人	長所	将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標)			
保護者	その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	目 標	今の生活の充実に向けて(短期的な目標)		
		③ 教育目標の設定			
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな	④ 必要な支援・環境面の配慮		⑤ 就学先(学びの場)候補の選定		
()		A養護学校	B小学校特別支援学級		
生年月日(学年)					
年 月 日生()					
					先(学びの場)の判断

(8) 【手順⑥】 支援提供可能性（合理的配慮）の検討

① 子どもにとって必要な支援のうち、就学先（学びの場）候補ごとに、
均衡を失したり、過度な負担を課したりせず、適切に提供できるもの
を検討します。

※ 以下の例では、提供可能性の大きいものから、◎・○・△・×の4
段階で評価しています。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断			
本人が困っていること	諸検査の結果・考察 添付資料	① 障がいの区分・種類の判断		② 障がいの程度の判断	
		22条の3 該当	756号該当 特別支援 学級	756号該当 通級に よる指導	通常の 学級
		視覚障害者			
		聴覚障害者			
		知的障害者	○	○	
		肢体不自由者			
		病弱者			
		言語障害者			
		自閉症者			
		情緒障害者			
		学習障害者			
		注意欠陥多動性障害者			
願い 本人 保護者	その子らしさ 長所 行動面・コミュニケーション等	目 標 将来の自立と社会参加に向けて（長期的な目標） 今の生活の充実に向けて（短期的な目標）	③ 教育目標の設定		
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな () 生年月日(学年) 年 月 日生 ()	④ 必要な支援・環境面の配慮		⑤ 就学先(学びの場)候補の選定		⑦
			A養護 学校	B小学校 特別支援	
			⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討		
			◎	△	
			△	○	
			○	△	
			○	×	
			×	○	

(9) 【手順⑦】就学先(学びの場)の判断

① 手順⑥を踏まえて、就学先(学びの場)を総合的に判断します。

※ 以下の例では、「A養護学校」と判断しています。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断				
本人が困っていること	諸検査の結果・考察 添付資料	① 障がいの区分・種類の判断		② 障がいの程度の判断		
		22条の3 該当	756号 該当	特別支援 学級による指導	通常の 学級	
		視覚障害者				
		聴覚障害者				
		知的障害者	○			
		肢体不自由者	○			
		病弱者				
		言語障害者				
		自閉症者				
		情緒障害者				
		学習障害者				
		注意欠陥多動性障害者				
願い 本人 保護者	長所 その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	目標 将来の自立と社会参加に向けて(長期的な目標) 今の生活の充実に向けて(短期的な目標)	③ 教育目標の設定			
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな () 生年月日(学年) 年 月 日生()	④ 必要な支援・環境面の配慮			⑤ 就学先(学びの場)候補の選定		⑦ 就学先(学びの場)の判断
				◎	△	
			△	○		
			○	△		
			○	×		
			×	○		

【合意形成に至らなかった場合】

教育相談の段階から繰り返し合意形成を図ってきたにもかかわらず、就学判断という段階に進んでも、合意形成に至らないことも考えられます。

市町村教育委員会における判断の妥当性について、市町村教育委員会以外の者が評価する段階を踏むことにより、合意形成に至る場合もあります。調整の一例としては、以下のような流れが考えられます。

- ① 本人・保護者が判断に対する再検討について、市町村教育委員会に要望する。
- ② 市町村教育委員会で、再検討を行う。
- ③ 再検討を基に、必要に応じて、市町村教育委員会から、長野県教育支援委員会の支援・助言を依頼する。
- ④ 長野県教育支援委員会にて市町村教育委員会への支援・助言の内容を検討する。
- ⑤ 長野県教育支援委員会の支援・助言を基に、市町村教育委員会が、本人・保護者との合意形成の機会を再度設定する。

このように、合意形成に至らなかった場合の調整のプロセスを明確にしておくことも大切です。

【市町村教育支援委員会の仕組みの中で就学判断に対応する場合】

- ・これまで、総合的な判断のための7手順を説明してきましたが、市町村ごとに、すでに取り組んできている仕組みや、検討シート・資料の様式等で十分対応が可能な場合があります。「就学相談から就学判断へ」の趣旨を踏まえて、工夫をしてください。